

# 日進市公民連携ガイドライン骨子

令和4年3月

日進市総合政策部企画政策課

# 目次

---

1. はじめに
2. 公民連携とは
3. 公民連携の現状と課題
4. 公民連携の基本的な考え方
5. 本市における公民連携の実績
6. 公民連携の導入手順
7. 公民連携の推進に関する留意事項
8. 公民連携の推進体制
9. 公民連携の窓口

# 1. はじめに

現在、本市では、多岐にわたる事業において、民間事業者との連携を実施しています。

本ガイドラインは、民間事業者との連携協力に向けた取組の推進により、施策や事務・事業の効率的かつ効果的な実施を目指すことを本市の公民連携の基本原則として明示するとともに、当該民間事業者との連携協力の検討に関し基本的な事項を定めるものです。

## 2. 公民連携とは

### 公民連携（PPP=Public Private Partnership）とは

行政と民間事業者が、互いの強みを生かし、行政課題の解決に取り組む、サービスの向上・業務効率の向上・地域経済の活性化等を図るもの。

## 3. 公民連携の現状と課題

### 現状

- ・ 方向性が定まっていない。
- ・ 課題が不明確なため、提案とのミスマッチが起きている
- ・ 庁内におけるノウハウや手法の共有不足
- ・ 相談窓口がわかりにくい

### 課題

- ・ 統一的な方針の策定
- ・ 公民双方における課題の共有
- ・ 職員間の情報共有及び意識改革
- ・ 相談窓口の明確化

## 4. 公民連携の基本的な考え方

### (1) 公民連携の目的

- |           |  |
|-----------|--|
| 市民サービスの向上 | 民間事業者の専門的知識、ノウハウ等を活用しサービスを提供できる。                                   |
| 地域活性化     | 民間事業者が事業を実施することで新たなビジネス機会や雇用が創出される。公有財産の活用等で賑わいが創出され、地域の活性化が期待される。 |
| 行政資源の適正配分 | 公と民が役割分担することにより、公は必要な施策や事業へ行政資源を配分でき、行財政運営の効率化が図れる。                |

## 4. 公民連携の基本的な考え方

### (2) 公民連携の基本ルール

対話を通じて協働

対話を通じて信頼関係を築き、Win-Winの関係となる。

お互いの資源を有効活用

限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用するために、互いの知識とノウハウを共有する。

双方向的な連携を実現

役割を分担し、責任を明確にし、双方向的な関係を構築する。

## 5. 本市における公民連携の実績

### 【施設管理に関するもの】

連携手法	施設等名称
指定管理者制度	<p>にぎわい交流館</p> <p>中央福祉センター      高齢者生きがい活動センター      子育て総合支援センター            障害者福祉センター      米野木台西保育園</p> <p>市民会館・ふれあい工房      生涯学習プラザ      岩崎城歴史記念館</p> <p>スポーツセンター      総合運動公園      上納池スポーツ公園</p>
民営化	休日急病診療所
公有資産の活用	(事例なし)



## 5. 本市における公民連携の実績

### 【施設管理以外のもの】

連携手法	概要
連携協定	<p>包括連携協定（複数分野での連携）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 明治安田生命相互会社（行政情報の案内チラシ作成）</li><li>・ 大塚製薬（新型コロナワクチン接種会場でのチラシによる熱中症の啓発）</li><li>・ ソフトバンク株式会社（オンライン活用セミナー）</li><li>・ 株式会社スギ薬局・ヤクルト東海株式会社（健康講座の実施）</li><li>・ 株式会社セブン・イレブン・ジャパン（地元農家の野菜をコンビニエンスストアで販売）</li></ul> <p>個別連携協定（特定分野での連携）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第一生命株式会社（日進版エンディングノートの制作）</li><li>・ 生活協同組合コープあいち（子育て支援に関する詰め合わせセットの提供）</li></ul>

## 5. 本市における公民連携の実績

### 【施設管理以外のもの】

連携手法	概要
広告事業	<p>担当課が導入した事例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広告付き番号案内表示機（市民課等）</li><li>・ 各種紙媒体への広告枠（広報紙、ゴミ出しガイドブック、保健センターガイド 等）</li></ul> <p>有料広告掲載提案制度により導入された事例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ くるりんばす車内の行政情報ディスプレイ</li><li>・ 空家対策啓発チラシ</li><li>・ A E D 一体型モニター</li></ul>

## 6. 公民連携の導入手順



事業提案	民間事業者 または 事業担当課	事業者からの提案 または事業担当課からの発案
連携手法の検討	企画政策課企画経営係	事業担当課と目標、手法等を協議
		連携協定かその他の手法（指定管理者制度、PFI、広告事業等）かを判断
		連携協定：包括か個別かを判断し締結  その他は手法を決め事業者を選定
連携事業実施	民間事業者と事業担当課	

# 7. 公民連携の推進に関する留意事項

- (1) 事業の見直し  
公民連携は、行政課題の解決の手段であって目的ではない。  
定期的な見直しを実施する。
- (2) 競争性・公平性・透明性の確保  
民間事業者の選定が必要な場合は、競争性・公平性・透明性を確保できる契約等の手続きを行う。
- (3) 予算措置  
公共施設の管理等の一部の手法を除き、原則として市の財政負担を要しない。  
提案のために係る諸費用等については、市は負担しないものとする。
- (4) 市職員の責務  
常に最新の動向を注視し、蓄積された知識や技術等の維持・向上に努める。
- (5) ガイドラインの取扱い  
原則として本ガイドラインに則って行いう。  
新たな公民連携の手法が現れたり、関連法令が改正されたりしたときは本ガイドラインを改定する。
- (6) 評価と検証  
実施された事業は効果検証を行い、その成果を連動させてさらなる成果の拡充を目指す。

# 8. 推進体制

行政改革推進本部  
(市長を本部長とする庁内組織)

事務局 (総合調整)  
企画政策課企画経営係

事業実施  
事務担当課

調査・審議・答申

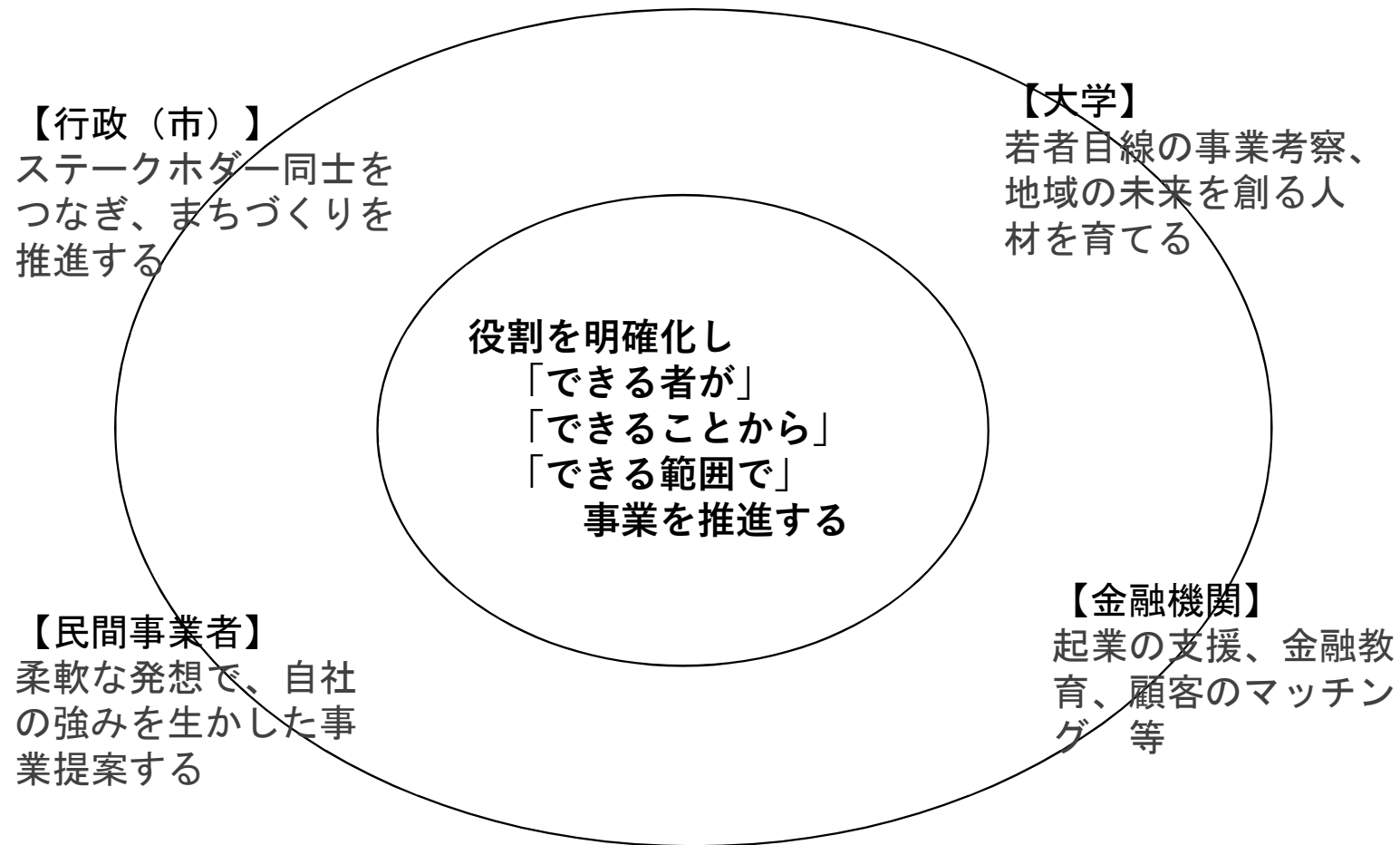


諮問・報告

行政改革推進委員会  
(外部有識者や公募委員による第三者委員会)

# 8. 推進体制

(仮称) 日進市版公民連携プラットフォーム



# 9. 公民連携の窓口

## 公民連携ご相談窓口

- 企画政策課企画経営係
- 電話 0561-73-3176
- メール [seisaku@city.nisshin.lg.jp](mailto:seisaku@city.nisshin.lg.jp)
  
- 連携事業の庁内の総合調整
- 包括連携協定の締結
- 連携事業のPR
- 連携事業の進捗管理
- 事業の効果検証